

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社はコンプライアンスの精神を重んじて、誠実に会社情報の適時開示に努めることにより広く社会に信頼される企業を目指しております。

コーポレート・ガバナンスにつきましては当社の業種業態、規模などを勘案して委員会制度よりも監査役制度での監査強化を図ることとしております。また、執行役員制度により経営戦略機能と業務執行機能を明確に分離するとともに、経営の意思決定と業務執行において、迅速性・効率性・適法性・透明性の高い経営を目指し、それぞれの職務執行を取締役、執行役員、監査役及びすべての社員がコンプライアンスを最重要項目に位置づけた経営の実践を、コーポレート・ガバナンスの基本的な方針としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】[更新](#)

【補充原則1-2-3】株主総会開連日程の適切な設定

当社は、定期株主総会をいわゆる集中日に開催しております。この理由といいたしましては、適正な財務報告を重視し、監査の時間を十分に確保することを考慮して決算日程を設定しており、現状において株主総会開連日程を前倒しすることは困難な状況のためあります。現状におきましては、集中日開催が続く見通しであります、継続的に決算早期化に取り組んで参ります。

【補充原則1-2-4】議決権行使プラットフォームの利用、招集通知の英訳

当社は、海外投資家比率等を勘案し、議決権電子行使プラットフォームの利用及び招集通知の英訳を行っておりませんが、今後の株主構成の推移に伴い、必要に応じて諸費用等を踏まえながら検討して参ります。

【補充原則1-2-5】実質株主との対話

当社は現状におきまして、当社の株主における信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等の比率は相対的に低いと認識しており、上記の機関投資家等が株主総会において、信託銀行等に代わって自ら議決権の行使等を行うことをあらかじめ希望する場合に対応する方策は定めておりません。今後、会社として必要であると判断した場合には、速やかに信託銀行等と協議して参ります。

【補充原則2-5-1】経営陣から独立した内部通報窓口の設置

当社は、内部通報窓口を設置し、情報提供者の秘匿と不利益取扱の禁止に関する規律を定めておりますが、経営陣から独立した窓口の設置につきましては、今後の課題として検討して参ります。

【原則3-1】情報開示の充実

(5)当社は現時点におきまして、社外役員候補者のみ選任理由を株主総会招集通知に記載しておりますが、次年度以降につきましては、社外役員候補者以外の候補者につきましても個々の選任理由を記載いたします。

【補充原則3-1-2】英語での情報開示

当社は、海外投資家比率等を勘案し、英語での情報の開示・提供を行っておりませんが、今後の株主構成の推移に伴い、必要に応じて検討して参ります。

【補充原則3-2-1】外部会計監査人の評価

当社の監査役会は、従来より外部会計監査人の監査実施状況の確認や監査報告を通して、外部会計監査人が独立性と専門性を保持し、かつ適正な監査を実施していることを監査及び検証しておりますが、外部会計監査人を適切に評価するための基準は明確に定めておりません。今後、監査役会において、外部会計監査人候補を適切に選定し、外部会計監査人を適切に評価するための基準を策定する予定です。

【補充原則4-1-2】中期経営計画に対するコミットメント

当社は、当社をとりまく経済環境の変化が業績に大きな影響を与える中、機動的な経営判断を行うことにより、株主や投資家の皆様に当社の経営状況等をより正しくご理解いただくことを重視し、事業単年度毎の業績等の見通し及び対処すべき課題を公表することとしております。

中期経営計画の策定につきましては、今後の課題であると考えております。

【補充原則4-2-1】業績連動報酬、株式報酬の適切な割合設定

当社の取締役の報酬は、事業環境や企業規模を勘案し、役位に基づく月額固定報酬及び業績と連動した賞与により構成することとしております。

【原則4-8】独立社外取締役の有効な活用

当社は現在独立社外取締役を1名選任しております。当社の独立社外取締役は、公認会計士及び税理士としての豊富な経験を有しており、また、他上場企業での役員等兼任がないことから、当社の事業規模を勘案すれば単独で会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に十分寄与しているものと判断いたします。

独立社外取締役の複数選任につきましては、将来的に当社をとりまく環境の変化に応じて、柔軟に検討して参ります。

また、当社は業種・規模・事業特性・機関設計・会社をとりまく環境等を総合的に勘案し、現段階では3分の1以上の独立社外取締役を選任する必要はないものと判断しております。

【補充原則4-10-1】指名・報酬等に関する独立社外取締役の関与・助言

当社の取締役候補者の指名につきましては、人格、能力及び経験等を総合的に勘案し、取締役会で審議のうえ決定しており、また、報酬の決定につきましては、株主総会で決議いただいた報酬限度内で、取締役会において適切に決定しておりますことから、当社におきましては、任意の諮問委員会等の設置は必要なく、現状の手続きで適切に機能しているものと判断しております。

【補充原則4-11-3】取締役会全体の実効性の分析・評価

当社は取締役会全体の実効性の分析・評価を実施しておりませんが、取締役会の機能向上を図るため、今後、実施に向けて検討して参ります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4】いわゆる政策保有株式

当社は、企業間取引の維持・強化及び円滑化を通じて当社の中長期的な企業価値に資するものであることを基本的な方針として政策保有株式を保有しております。政策保有の要否につきましては、担当役員が合理性の検証を適宜実施し、必要に応じて取締役会に諮ることとしております。

また、議決権の行使基準につきましては、保有についての基本的な方針に適合し、かつ発行会社の企業価値向上に資するか等を総合的に判断することとしております。

【原則1-7】関連当事者間の取引

当社は、関連当事者間の取引を行う場合には、法令及び社内規定に則り、必要に応じて取締役会の審議、承認を得ることとしており、承認後に行われた実際の取引内容につきましても、取締役会で報告することとしております。

また、定期的に役員、執行役員及びその近親者との取引につきましては、調査票の提出を求め、関連当事者間取引の有無について文書で確認しております。

【原則3-1】情報開示の充実

(1)当社の企業理念及び経営方針につきましては、当社ホームページに掲載しております。また、経営計画につきましては、株主総会招集通知に記載しております。

(2)当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針につきましては、本報告書及び有価証券報告書に記載しております。

(3)当社の取締役の報酬につきましては、決定に関する方針を社内規程で定めておりませんが、株主総会で決議いただいた報酬限度内で、役位に基づく固定報酬月額基準を定めております。

また、業績と連動した役員賞与につきましては、取締役会において支給の是非を総合的に判断し、支給額は株主総会で決議いただいた報酬限度内で、社外役員の審議を経た上で決議しております。

(4)当社の経営陣幹部の選任及び取締役・監査役候補の指名につきましては、決定に関する方針を社内規程で定めておりませんが、下記により総合的に判断することとしております。

取締役候補者の指名及び執行役員の選任につきましては、コンプライアンスの精神を重んじ、優れた人格と高い倫理観を有すると認められるごと、当社の企業理念及び経営方針に適合し、当社の持続的な企業価値向上に寄与できると認められること、担当部門における豊富な経験を有し、他の役職員と連携・協力して種々の問題を解決できることに加え、顧客や従業員の信頼が厚く、評価が高いと認められること等を総合的に判断し、取締役会において決定しております。

監査役候補者の選定につきましては、業務執行者からの独立性を確保し、公正中立な視点で監査を実施できると認められること、1名以上は財務・会計に関する適切な知識を有すると認められること等を総合的に判断することとしております。

【補充原則4-1-1】経営陣に対する委任の範囲の概要

当社は、法令上の取締役会決議事項及び経営上の重要な事項を取締役会規則において取締役会付議事項として定め、取締役会で決議しております。

また、取締役兼執行役員及び執行役員に執行役員規程、職務権限規程に基づく事項を委任し、取締役会で執行状況の監督を行っております。

【原則4-9】独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

当社は、東京証券取引所が定める独立役員の要件に合致することを前提に経験や経歴、人格及び見識等を備え、客観的な立場から率直に意見を述べることで取締役会の活性化に貢献できる候補者を選任することとしております。

【補充原則4-11-1】取締役会のバランス、多様性及び規模に関する考え方

当社の取締役会は、当社の企業規模及び事業内容から定款に定める9名以内で取締役会の機能を効果的に発揮できる適切な員数を維持しており、少数の取締役による迅速かつ効率的な運営を図っております。

また、当社の取締役会は各部門に精通した社内出身の取締役と、当社の独立性要件に合致した社外取締役で構成しており、適切なバランスを確保することとしております。

【補充原則4-11-2】取締役・監査役の他の上場会社の役員との兼任状況

当社は、取締役・監査役が他の上場会社の役員を兼任する場合は合理的な範囲にとどめるよう努めています。現在社外監査役1名が他の上場会社1社の社外取締役を兼任しており、有価証券報告書にて開示しておりますが、当社は有価証券報告書等に記載していない他の兼任状況を含め、合理的な範囲であると判断しております。

【補充原則4-14-2】取締役・監査役のトレーニング

当社は、役員就任時に役員として遵守すべき法的な義務及び責任について、外部研修を含め適切に知識の取得を実施しております。また、役員がその役割・責務を果たすため必要となる情報の提供や研修機会の斡旋を継続的に行うこととしており、その費用は会社が負担することとしております。

【原則5-1】株主との建設的な対話に関する方針

当社は、株主の皆様からの対話の申込みに対しましては、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう合理的な範囲で対応することとしております。その方針は以下のとおりであります。

- (1)当社は管理本部をIR担当部署としております。
- (2)開示資料の作成等につきましては、関連部門間で定期的に情報を共有し、積極的に連携を図っております。
- (3)現在の当社の規模、株主数を踏まえ、個別面談による対話のみを行うこととしております。
- (4)株主の皆様との対話において把握されたご意見等につきましては、適宜取締役会で報告され情報の共有を図っております。
- (5)株主の皆様との対話に際しましては、インサイダー取引防止規程に則り、インサイダー情報を適切に管理し、公平な開示を徹底することとしております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
マルハニチロ株式会社	1,200,000	13.35
小嶋 敦	715,000	7.95
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR: FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITIES FUND (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	550,000	6.11
和田 秀樹	332,000	3.69
石井 秀明	195,000	2.16
株式会社三菱東京UFJ銀行	183,000	2.03
小嶋 悅子	170,000	1.89
西村 宗一郎	165,000	1.83
小嶋 政吉	153,000	1.70
梅野 忠	152,000	1.69

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

特に記載する事項はありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
美藤 直人	公認会計士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
美藤 直人	○	公認会計士・税理士 (独立役員)	美藤直人氏は、当社と特別な関係は無く、株主の付託を受けた独立の存在として公正・中立な立場を保持しており、公認会計士および税理士として財務全般に関する監視および長年の経験による有効な助言をいただけるものと判断しております。 このような事情を勘案し、一般株主と利益相反の関係に無いものと判断し、独立役員として指定いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

--	--

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は会計監査人から期初に監査計画の説明を受け、期中に適時監査状況を聴取し、期末に監査報告を受けるなど、緊密な連携を図っております。

また、監査役は監査室と定期的に情報交換を行うとともに、監査室は年1回の内部監査を各部署に対して実施し、その結果を監査役会に報告しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
下茂 稔郁	他の会社の出身者										○			
太田 晶久	公認会計士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
下茂 稔郁		マルハニチロ株式会社経営企画部経営戦略グループ副部長役	下茂稔郁氏は、総務部門における長年の経験により、総務、法務等に関する専門的な知識を有し、外部の視点を持って監査役としての役割を果たしていただきたいため社外監査役に就任していただいておりますが、独立役員として指定はしておりません。
太田 晶久	○	公認会計士・税理士 (独立役員)	太田晶久氏は、当社と特別な関係は無く、株主の付託を受けた独立の存在として公正・中立な立場を保持しており、公認会計士および税理士として財務全般に関する監視および長年の経験による有効な助言をいただけるものと判断しております。 このような事情を勘案し、一般株主と利益相反の関係に無いものと判断し、独立役員として指定いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数

2名

その他独立役員に関する事項

特に記載する事項はありません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は平成15年7月1日より平成17年6月30日まで新株予約権の行使期間を設け実施しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

平成13年6月28日定時株主総会決議により、取締役及び監査役(付与時期は取締役)に対して1人1万株を8名、使用人に対しては1人5千株を5名に付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

全取締役の報酬総額を有価証券報告書、事業報告に開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

特に記載する事項はありません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1. 経営の意思決定、執行、監督及び監査に係る状況

当社は、監査役設置会社として少数の取締役による迅速かつ効率的な取締役会の運営を図っており、これに対し実効性の高い監視、監督が有効に機能する体制としております。

会社の各機関の運営状況は、以下のとおりであります。

イ. 取締役会

当社の取締役会は、取締役4名(執行役員兼務3名を含む)、社外取締役1名の5名で構成し、その他執行役員2名(取締役兼務3名を除く)が常時出席し、経営の基本事項や重要事項の意思決定を行うとともに、業務執行状況の報告、管理監督を行っております。監査役は客観的、中立的な立場で適法性、有効性などを検証し、適宜意見、提言を実施することにより、透明性の高い合理的な審議、決議を行っております。なお、取締役会は原則毎月1回以上開催しております。

ロ. 監査役会

当社の監査役会は、社内の業務に精通した常勤監査役1名、社外監査役2名の3名で構成しており、業務執行状況の監視を行っております。各監査役は、取締役会への出席をはじめ、監査役会において定められた監査方針、監査の重点項目、監査計画に基づき、監査を実施しております。なお、監査役会は原則毎月1回以上開催しております。

また、会計監査人、当社監査室及び内部統制管理室と緊密に連携し、監査経過、監査結果について報告を受けております。さらに、取締役等に対する業務監査の円滑を図るため、管理部門の使用人から兼務で監査役補助者1名を選任し監査に当たっております。

ハ. 監査室

代表取締役の直轄部署の監査室において、専門性を有する兼任スタッフ1名が内部統制管理室と連携し、年1回の内部監査を各部署に対して実施し、その結果を代表取締役並びに監査役会に報告しております。代表取締役より改善の指示があった場合は、被監査部門における改善状況及び監査室による改善後の監査結果が速やかに代表取締役並びに監査役会に報告される体制を設けております。

二. 会計監査

会計監査は、有限責任監査法人トーマツに依頼し、法定監査を実施しており、会計制度の変更等にも速やかに対応する環境にあります。グループ会社においても、同監査法人による連結決算のための監査を受けております。公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬は、28,000円であります。なお、当該金額は、当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監

査報酬等の額を明確にしておらず、実質的にも区分できませんので、これらの合計額を記載しております。また、顧問税理士、顧問弁護士からも適時助言や指導を受けられる体制を設けております。

なお、当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、渡邊明久氏、田中賢治氏であり、両氏とも会計監査年数の連続期間は7年未満であります。

また、会計監査業務に係る補助者は、公認会計士5名、その他5名であります。

2. 社外取締役及び社外監査役

当社の社外取締役は1名、社外監査役は2名であります。

社外取締役美藤直人氏は、公認会計士であり、当社と同氏の美藤直人公認会計士事務所との間に取引関係が無いことから、客観性、中立性を保持しているものと判断しております。また、同氏は公認会計士に加え税理士の資格を有し、財務全般に関する長年の経験による有効な助言を行っております。

社外監査役下茂稔郁氏は、当社の大株主であるマルハニチロ株式会社の経営企画部経営戦略グループ副部長役であります。当社とマルハニチロ株式会社との間に取引関係が無いことから、客観性、中立性を保持しているものと判断しております。同氏は、総務部門における長年の経験により総務、法務等に関する専門的な知見を有し、職務であります株式事務に精通されているなか、主に法令や定款の遵守に係る見地から意見を述べ、取締役会の意思決定の適法性、妥当性、適正性を確保するための助言、提言を行っております。

社外監査役太田晶久氏は、公認会計士であり、当社と同氏の太田晶久公認会計士事務所との間に取引関係が無いことから、客観性、中立性を保持しているものと判断しております。また、同氏は公認会計士に加え税理士の資格を有し、財務全般に関する長年の経験による有効な助言を行っております。

当社は、社外役員を選任するための当社からの独立性に関する基準または方針を段階に定めておりませんが、専門的な知見に基づく客観的かつ適切な経営監査が期待され、公正かつ中立を保持していることを基本的な考え方として選任しております。

なお、社外監査役は、監査室、内部統制管理室及び会計監査人より定期的に報告を受け、取締役会への出席をはじめ、監査役会において定められた監査方針、監査の重点項目、監査計画に基づき、監査を実施しております。

3. 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の内容および決定方法

当社は役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針は定めておりません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役設置会社として少数の取締役による迅速かつ効率的な取締役会の運営を図っており、コンプライアンスを最重要項目として位置づけた透明性の高い経営を実践しているなか、専門的な知見を有する当社の社外監査役は、客観的、中立的な立場から取締役の業務執行に対し、有効性、適法性などについて実効性を伴う検証を実施しており、経営の監視について十分に機能していると判断しております。

また、当社は、経営体制の強化およびコーポレート・ガバナンスの向上を図るために社外取締役を選任しております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 [更新](#)

補足説明	
株主総会招集通知の早期発送	株主総会開催の4週間前に株主総会招集通知をTD一netに開示いたしました。

2. IRに関する活動状況 [更新](#)

補足説明		代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページに会社の経営方針及び決算情報、適時開示情報を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	当社は管理本部をIR担当部署としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

業務の適正を確保するための体制

当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

イ. 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の取締役及び使用人は会社の経営の基本方針である「当社は昭和31年の創業以来、ビル用ゴンドラと舞台装置のパイオニアとして多彩な社会ニーズにお応えするため、安全性、高機能、使い易さに焦点をあてた製品づくりで、より快適な社会の実現を目指しております。それには常に顧客の満足度を志向し、品質向上の継続的改善に努め、積極的に新技術に挑戦することに努めております。」のもと、法令、定款、社会倫理の遵守を全ての行動基準、意思決定基準に率先して実践並びに啓蒙し、適正な職務執行を行ふことを確認しております。

コンプライアンス体制の整備及び維持を図るため、コンプライアンス統括事務局を法務担当部署の管理本部総務グループに設けるとともに、各部署にコンプライアンス・リーダーを選出し、法令遵守、規律強化と役職員への意識改革やコンプライアンスに関する教育を進めております。

内部統制管理室を設置するとともに、各部署にコンプライアンス・リーダー兼務の内部統制チェック・リーダーを選出し、各部署の所管する業務の内部統制チェックシートにより、自らの業務の自己点検を行い、業務の効率性と有効性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守、資産保全のバックアップ確認を実施し、そのモニタリングを内部統制管理室で執り行っております。

社内ヘルplineを確立し、不祥事の防止や万が一の場合において適切な措置を講じるための社内報告体制を構築しております。

監査室は、コンプライアンス統括事務局と連携し、使用人の職務が法令及び定款に適合し、かつ合理的、効率的に運営されているかを監査し、その結果を代表取締役並びに監査役会に報告しております。

ロ. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社の取締役会及び取締役が出席した諸会議の議事録等は、規程等管理規程並びに文書管理規程に従って管理本部総務グループで保存管理し、監査役または監査役会が取締役に文書の閲覧を申し出た場合、いつでも供しております。

ハ. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社のリスク管理の統括はマネジメント・レビューで執り行い、諸会議（営業会議、工事会議、統括部門長会議、生産工程会議、安全衛生委員会）でリスク管理活動を推進しております。リスク管理活動を推進するため、諸規程（業務分掌規程、職務権限規程、稟議規程、与信管理規程）の運用状況を確認、評価し継続的改善を図っております。

二. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われる事を確保するための体制

取締役会については取締役会規則が定められ、その適切な運営が確保されており、原則として1ヶ月に1回の定期取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催して取締役間の意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監督し、法令定款の違反行為を未然に防止しております。

管理本部経営企画グループで予算管理を含む、毎期、各部門の担当取締役の利益目標及び利益計画に基づき事業計画書を策定し、月次の取締役会において事業計画書に基づき業務執行を検証し確認するとともに、必要があれば事業計画の修正を行います。

ホ. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1)子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

管理本部総務グループを事務局として、四半期毎に開催される子会社合同会議において、各子会社社長は職務の執行に係る事項を当社に報告することとしており、当社の各子会社担当役員は各子会社の取締役会及びその他重要な会議において、月次の報告を受けることとしております。

(2)子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社のリスク管理につきましては、当社のマネジメント・レビューの結果が各子会社に周知徹底され、子会社合同会議及び各子会社の定期会議において情報共有化を図ることとしております。

(3)子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われる事を確保するための体制

子会社の取締役会については、原則として1ヶ月に1回の定期取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催して取締役間の意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監督し、法令定款の違反行為を未然に防止しております。

各子会社社長及び当社の各子会社担当役員を中心に予算管理を含む、毎期、利益目標及び利益計画に基づき事業計画書を策定し、月次の取締役会において事業計画書に基づき業務執行を検証し確認するとともに、必要があれば事業計画の修正を行います。

(4)子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

子会社の取締役等及び使用人は、子会社各社の経営方針やその自主性を尊重しつつ、原則当社の経営の基本方針を踏襲し、法令、定款、社会倫理の遵守を全ての行動基準、意思決定基準に率先して実践ならびに啓蒙し、適正な職務執行を行ふことを確認しております。

各子会社において、内部統制チェック・コンプライアンスチェック担当者を選出し、自らの業務の自己点検を実施し、そのモニタリングを当社内部統制管理室で執り行っております。

ヘ. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項

監査役会の機能充実と監査の実施を円滑にするため、監査役補助者を使用人から兼務で若干名選出しております。

ト. 上記の(ヘ.)の使用者の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用者に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

専任スタッフではない当該使用者の独立性及び当該使用者に対する監査役の指示の実効性を確保するため、当該使用者の任命、異動、人事考課、懲罰等に関しては、監査役会の同意並びに監査役会と事前協議及び監査役会に報告と説明を要することとしております。

また、当該使用者の評価も監査役会と協議を要することとしております。

チ. 当社の監査役への報告に関する体制

(1)当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

監査役または監査役会は、取締役及び執行役員の職務の執行に対する監査の一環として独立した立場から、内部統制の整備及び運用状況を監視、検証する役割と責任を果たすため、取締役会をはじめ重要な会議に出席するとともに、取締役会事務局、監査室、内部統制管理室からの定期的な報告並びに当該部署において臨時に発生した報告すべき事項及び監査役または監査役会の求めにより、必要に応じてその都度当該部署からの報告を受けるものとしております。

(2)子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

監査役または監査役会は、子会社合同会議に出席し、子会社各社の社長より重要事項の報告を受けており、取締役会においては、各子会社の担当役員より重要事項の報告を受けるものとしております。

リ. 上記の(チ.)の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社及び子会社においてヘルplineを確立し、不祥事の防止や万が一の場合に適切な措置を講じるための報告体制を構築しており、報告者に対して不利な取扱いを行わないこととしております。

ヌ. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役または監査役会は、職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上しておくこととし、緊急または臨時に支出した費用については、事後会社に償還を請求することとしております。

ル. その他当社の監査役の監査が実効的に行われる事を確保するための体制

監査役または監査役会は、上記の(チ.)以外に下記の部署より通知と報告を受けるものとしております。

(1)管理本部総務グループより、稟議書の回覧と報告、訴訟事象や不祥事の報告、重要会議の開催予定の通知、重要な開示情報の報告を受け

るものとしております。

(2)管理本部経理グループより、月次の経営状況、財務状況の報告、企業グループの会計方針・会計基準及びその変更の通知と報告を受けるものとしております。

(3)管理本部経営企画グループより、事業計画の推移の報告、与信管理の状況報告を受けるものとしております。

(4)品質保証グループより、品質の欠陥に関する事項の報告を受けるものとしております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力との関係を遮断し排除するための体制

当社は、反社会的勢力への対抗姿勢として、公共の信頼を維持し、業務の適切性、健全性を維持するために、コンプライアンス管理規程及びその他社内規程等を制定し、断固たる態度で反社会的勢力との関係を遮断、排除しております。

反社会的勢力に対する対応を統括する部署を管理本部総務グループとし、社内関係部署及び当該に係る外部専門機関との協力体制を整備しております。

取締役及び使用人は、反社会的勢力に対して常に注意を払うとともに、何らかの関係を有してしまった場合は、管理本部総務グループを中心に外部専門機関と連携し、速やかに関係を解消する態勢を確立しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

上場会社である当社の株式は、株主や投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模買付行為またはその提案があった場合においても、一概に否定するものではなく、最終的には、株主の皆様の自由な意思によりご判断されるべきであると考えます。

当社は平成26年6月27日開催の第59回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただき、当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）を継続いたしました。この買収防衛策は、当社経営陣から独立した独立委員会において当社の企業価値等の確保・向上を勘案し、当社取締役会に対して、対抗措置（新株予約権の無償割当て）の発動の是非を勧告するものです。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

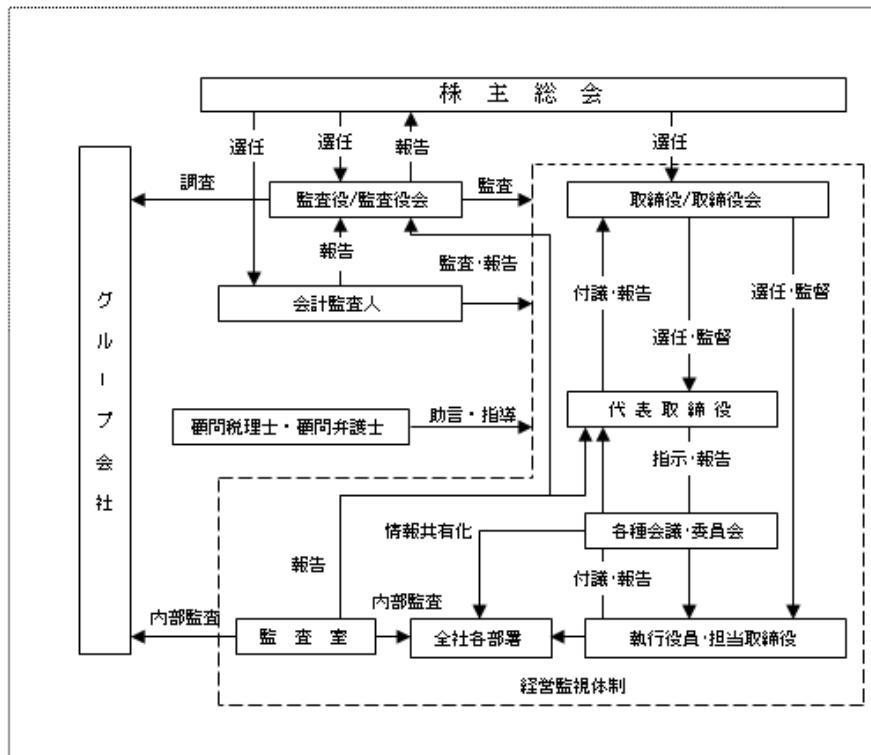
適時開示体制の概要

当社は金融商品取引法、その他関係諸法令及び証券取引所の諸規則を遵守し、正確かつ公平な情報開示を適切に行えるよう社内体制の更なる充実に努めています。

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は以下の通りであります。

1. 決定事実に関する情報：管理本部総務部長が取締役会事務局担当として取締役会の議事情報の管理を行っております。
2. 発生事実に関する情報：所管部署にて生じた重要事象について、その都度管理本部総務部長へ報告することを定めております。
3. 決算に関する情報：管理本部経理グループは業績関連の情報を管理し、その情報は管理本部総務部長と共有される連携が図られています。

コーポレート・ガバナンス体制の整備の状況図



内部統制システムならびにリスク管理体制の整備の基本図

